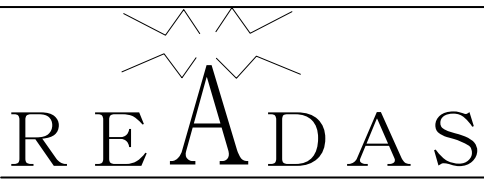


第 5863 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年12月22日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 死亡退職と源泉徴収票

Q：社員が亡くなりましたので、今年その社員の遺族に退職金を支払いました。この退職金について、「退職所得の源泉徴収票」の作成は必要ですか？

A：「退職所得の源泉徴収票」の作成は不要ですが、「退職手当等受給者別支払調書」の提出が必要です。

【解説】

「退職所得の源泉徴収票」を提出するのは、退職所得に該当する退職手当等とされています。

死亡により退職した者に係る退職手当等で、その者の死亡後に支給期の到来するものは、みなし相続財産（相続税の課税対象とみなされる財産）となり、所得税は課税されないとされています。

したがって、お尋ねの退職金は、退職所得には該当しませんので、「退職所得の源泉徴収票」の提出は不要となりますが、みなし相続財産となる退職手当等については、「退職手当等受給者別支払調書」の提出が必要となりますので、注意してください。

（注）「退職手当等受給者別支払調書」は、受給者（相続人等）ごとの退職手当金等の支払金額が100万円超の場合に提出を要します。

なお、死亡した者の退職金であっても、死亡後3年を経過してから支給が確定したものについては、相続税の課税価格計算の基礎に算入されず、遺族の一時所得として所得税の課税対象になりますが、この場合は、法定調書を提出しなくてよいこととなっています。

